

聖心女子大学図書館所蔵図書等の複写及び撮影等利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聖心女子大学図書館利用規程第20条第2項の規定に基づき、聖心女子大学図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する図書及び資料（マイクロフィルム、磁気ディスク等に記録されたものを含む。以下「図書等」という。）の複写及び撮影等利用（以下「文献複写」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 図書等を出版物へ掲載すること（公共の電波による放映等を含む。以下同じ。）を目的として撮影をする場合の申請手続に関し必要な事項は、別に定める。

(受託の条件)

第2条 文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

2 次の各号に掲げる図書等は複写することができない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が、写真撮影に限って許可することがある。

- (1) 貴重図書
- (2) 和装本
- (3) 損傷するおそれがある図書等
- (4) その他館長が不相当と認めた図書等

(申込手続)

第3条 文献複写を希望する者は、あらかじめ所定の申込書を館長に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の各号によるものについては、各システムの様式をもって申込書とし、承認を得たものとする。

- (1) NAC S I S - I L Lシステムによる申込
- (2) 聖心女子大学図書館情報システムによる申込

(文献複写料金の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、所定の手続きにより、文献複写料金を納付しなければならない。

- 2 文献複写のために要した送料その他の実費は、依頼者において負担するものとする。
- 3 既納の文献複写料金は、返還しない。

(要領の改廃)

第5条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。